令 和 2 年 度 津 山 市 農 業 委 員 会

(4月定例会議事録)

令和2年4月10日(金) 14時00分~ 津山市役所 2F 大会議室 津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員(19名)

欠席委員(0名)

事 務 局(9名)

 吉田
 局長
 高橋
 次長
 村上
 主任
 都井
 主事

 今井
 主事
 三宅
 主査
 小椋
 主任
 濃野
 主幹

 門村
 主事

議事

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について(委員会処分)

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について(市長処分)

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について(市長処分)

議案第 4号 非農地証明願承認について

議案第 5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について

議案第 6号 農用地利用集積計画の承認について

報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

その他

議 事 録

別紙の通り

 $(14:00\sim)$

事 務 局 長

では、令和2年4月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名、全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい。皆さんご苦労様でございます。今、新型コロナが流行しておりますので、なるべく早く会を終えて解散したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、運営委員会の報告をお願いします。

山下委員長

先ほど開催されました第1回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会などについて、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名人を竹内委員さん、それから、尾島委員さん、よろしく頼みます。

それでは、議事に入らせてもらいます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願います。

失礼します。

事務局 (津山)

議案第1号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から4件、 勝北地区から2件、久米地区からも2件、合計14件の申請です。議案書のページ で申しますと、1ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明いたし ます。

1-1についてですが、志戸部の69歳の男性から、同じく志戸部の63歳、農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、勝部の69歳の男性から、沼の47歳、酪農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、一方の82歳の女性から、上高倉の58歳、自営業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件を全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、野介代の68歳の女性から、同じく野介代の40歳、団体職員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件を全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、国分寺の44歳の男性から、同じく国分寺の73歳の会社員の男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-6についてですが、下田邑の79歳の女性から、同じく下田邑の62歳、農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上となります。

日 笠 会 長

長しはい、ありがとうございました。今度は加茂。

事務局(加茂)

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、岡山市北区の68歳の男性から、加茂町原口の50歳、 農林業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、2-2についてですが、岡山市北区の68歳の男性から、加茂町原口の49歳、農業を営むの女性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、2-3についてですが、岡山市北区の68歳の男性から、加茂町原口の27歳、農林業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、2-4についてですが、岡山市北区の68歳の男性から、加茂町原口の83歳、農業を営む女性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、ありがとうございました。それでは勝北。 失礼します。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の61歳、無職の男性から、新野東の82歳、農業を営むの男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、杉宮の75歳、農業を営む男性から、杉宮の63歳、農業を営むの女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。続いて久米。 続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1は、兵庫県尼崎市の77歳、主婦の女性及び大阪府大阪市の81歳、主婦の女性から、中北下の72歳、農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。3月の委員会にて取り下げられていた案件でございますが、申請地について農地として回復をしたことから、改めて申請があったものです。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、5-2は、桑下の84歳、農業を営む男性から、同じく桑下の66歳、看護師の女性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

5-3は、桑下の91歳、農業を営む男性から、種の61歳、農業を営む女性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

5-4は、油木北の84歳、農業を営む男性から、倉敷市の49歳、会社役員兼 農業の男性への、増反による所有権移転です。3月18日に地区担当農業委員の面 談を行い、油木北地内に農業用倉庫等の拠点を設置することを確認し、問題ないも のと判断しています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事

日 笠 会 長 事務局 (勝北)

日 笠 会 長 事務局(久米) 項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今、事務局から説明がありましたが、各地区の 委員さんから、お願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。1-1、1-2 について説明いたします。どちらも、許可要件が全て揃っておりますので、問題はないと推察されます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。では、2区の方。

髙 山 委 員

15番髙山です。1-3について、ご報告します。6日に、地元の森本委員と現地申請地を見て回りましたけど、全ての農地が十分管理され、問題ないということを確認しております。

日 笠 会 長

次、1-4。

小 島 委 員

1-4番ですけども、8番小島です。7日に、地元の推進委員さんと見に行ってきました。一生懸命やられておりますので、よろしくお願い致します。

日 笠 会 長

はい、4区の方。

井 家 上 委 員

1-5について、説明を致します。これは、渡人が地元の推進委員さんをされておられますので、大崎の本山委員さんの方に、農地等を確認をしていただきまして、問題ないということでございます。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい、5区の方。

池田委員

3番池田です。これも事務局が言われたように、何も問題ありませんので、ひと つよろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい、6区の方。

山下委員

11番山下です。2-1から2-4なんですけど、同一家族内で一生懸命頑張っておられるので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい。7区の方。

尾島委員

7番尾島です。4-1について説明いたします。渡人である申請者の終活でございます。受人である申請者は、82歳と高齢ですけれども、私と同い年の娘さん夫婦とお孫さんがおられて、頑張っておられますので、問題ございません。

4-2は、先ほど事務局が説明したとおりでございますので、問題ございませんので、よろしくお願いします。

日 笠 会 長 植 本 委 員

はい、8区の方。

太田委員

16番植本です。5-1につきましては、先月、取り下げになったやつが、木がありまして、それもきれいに片付けておりますので、問題ないと思います。

2番太田です。 $5-2 \ge 5-3$ につきましては、地元の推進委員から問題ないということで聞いてます。

それから、5-4については、説明がありましたけれど、受人が倉敷ということで遠いんですけど、現地には1時間半ぐらいで来るということで、受人は東京に住んでいたことがあるんで、1時間ぐらいの通勤がへっちゃらじゃということと、それから、実際、倉敷で今、親からの田んぼいうか農地を3反ほどされてて、足りないということで、そこでは、サツマイモとか、ニンニクとかされてて、ネット販売されとるということで、新たに、3反まとまって一箇所でなかなか農地が見つからなかったんで、やって来て頑張ってやりたいということなんで、問題ないかと思ってます。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい。5-3の受人である申請者について、前には農地を持っていたが、新規でいいんじゃな。

太 田 委 員

はい。

笠 会 長

倉敷からの通作距離についてはどうか。

太田委員・池田委員

Ħ

今回の個別の情況について確認したうえで、差し支えはありません。

日 笠 会 長

今、議案第1号に対して、事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さんなにかありますか。

太 委 員 田 日 笠 会 長

笠 会 日 長

笠 会 長 日

事務局 (津山)

ありません。

よろしいか。

はい。

賛成の方は挙手でお願いします。

《 多数、举手 》

はい。賛成多数ということで、ありがとうございます。

では、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について。

それでは、議案第2号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、勝北地区 から1件の計3件の申請です。

議案書のページは、7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小桁の雑種地、215mの追認案件についてです。農地区分は、農振除 外された土地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に あることから、第1種と判断しています。転用目的は花壇です。転用事業者は、小 桁にお住いの46歳、団体職員の男性です。ガーデニング教室を開催するため、教 室で使用する花きを育てるため、転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、南側は隣接の道路より低く、東側は既設の 畦があり、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響 を未然に防止する形状であることを確認しています。嵯峨井堰土地改良区から、差 し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可で すが、例外許可規定「業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当 しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・河面の宅地、862㎡の追認案件についてです。農地区分 は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と 判断しています。転用目的は倉庫で、施設の概要は、全高4.0m程度の倉庫1棟、 椎茸原木置場及び薪乾燥場です。転用事業者は、河面にお住まいの67歳、自営業 の男性です。平成22年に椎茸原木置場として使用していましたが、積み下ろしの ためトラックを入れるようになり、その後薪乾燥場や重機を保管する倉庫を建築 し、現在も使用していたものです。

転用にあたり、境界部分については、法面のまま盛土等は行わず、雨水排水につ いては、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形 状であることを確認しています。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可 規定「業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、転用 目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

はい。それなら、勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・安井の畑、1,416㎡の件についてです。農地区分は、第1種及び第3 種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施 設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、安 井にお住いの58歳、会社員の男性です。農地の管理が労力的に難しく、将来のこ とを考え、収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、北側と東側は隣接道路より低く、南側と西 側は既存の畦畔で対処し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流 出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から は、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。ほかに代替地もないとのこ とであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第2号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。それでは地元の説明をします。

1-1ですが、この人は旧い旧家ですけど、農振になっとったんで、この前、農 振除外をさせて、ここで載っとるんで、よろしくお願いします。

日 笠 会 長 事務局 (勝北)

日 笠 会 長 では、1-2。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-2なんですけれども、だいぶ前から、椎茸の原木とかを置いておられまして、あと、砂利も敷かれておられましたので、早く、きちんと、使用目的に応じたところにしていただきたいと思っておりましたけど、この度、申請をされておられます。他の農地に対しての邪魔になるような所でもありませんし、問題ないと思います。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

尾 島 委 員

日 笠 会 長

*

日 笠 会 長

*

日 笠 会 長

事務局(津山)

はい、ありがとうございます。今度は、4-1。

7番尾島です。先ほど事務局から申しましたとおり、問題ございませんので、よ ろしくお願いします。

はい、ありがとうございました。議案第2号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。ありませんか。

はい

ないようでしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

≪ 多数、挙手 ≫

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局 説明願います。

それでは、議案第3号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定1件の計7件の申請です。 議案書のページは、8ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明 します。

1-1番・林田の畑、330 ㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.0m程度の居宅1棟で、建ペい率は40%です。転用事業者は、志戸部にお住いの38歳、公務員の男性です。現在、借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭なことから、義父母から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート擁壁があり、雨水排水については、排管を通じて既設排水路に流し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。 林田水利組合から差し支えない旨の承諾書と、使用貸借契約書の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・志戸部の田、148 ㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、志戸部にお住いの49歳、自営業の男性です。現在、自宅西側を駐車場としていますが、交通量の多い道路に面しており、駐車に不便なことから、自宅北側の申請地を買い受け、駐車場にするため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、隣接の自己所有地までかさ上げをするとともにコンクリート擁壁及びフリュームを設置し、雨水排水については、側溝を設け既設排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・河面の田、263 ㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.6mから6.8m程度の建売住宅3棟で、建ペい率は22%です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート擁壁及び新設で擁壁、側溝、法面を設け、雨水排水は、側溝から既存水路に接続し、生活雑排水について

は、合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画 となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けてお ります。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと 考えます。

続きまして、1-4番・池ケ原の田、1,550㎡、所有権移転の件についてです。 農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一 団の農地の区域内にあることから、第1種と判断しています。転用目的は、工業施 設用地で、施設の概要は、露天駐車場です。転用事業者は、福力に本店を置く資本 金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。これまで、本社西側に設 けていた駐車場に新工場を建築することになり、使用できなくなったことから、駐 車場を確保するため、申請地を譲り受け露天駐車場として転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、砕石で舗装を行い、雨水排水については、自然浸透とともに西北部の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。池ケ原水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、ほかの代替地もないとのことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・日上の田、1,104 ㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第 1 種、第 3 種に該当しないため、第 2 種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、日上に本店を置く資本金の額 2,500 万円の有限会社で、主な事業は土木工事業です。現在、本店近隣に資材置場を借りていますが、業績が回復し、受注も堅調で資材の保管場所が足りない状況になるとともに、現在借りている資材置場の返却を求められていることから、会社近くの申請地に露天資材置場を整備するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、水路を新設し、盛土をせず砂利敷きとし、雨水排水については、水路から既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・瓜生原の田、604㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、神戸にお住いの54歳、会社役員の男性です。転用目的は、貸露天資材置場です。自身が経営する建設会社の事業拡大により、増加する建設機械や資材が既存の資材重機置場では収まらなくなってきていることから、現在の資材重機置場から近い申請地を譲り受け、会社に貸付けるため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、砕石舗装を行い、雨水排水については、自然浸透及び既設側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・東田辺の雑種地、1,304㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、山方にお住いの78歳、無職の女性です。農業後継者がおらず耕作管理が困難となった申請地を夫から譲り受け、申請地の今後の活用を考えて、太陽光発電施設として転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、西側には素掘り側溝を設け、整地を行い、 雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防 止する計画となっています。東田辺町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受 けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題 ないものと考えます。

なお、この案件は、昨年10月の委員会において、太陽光発電事業の事業者が転用事業者としては別人で、経済産業省の設備認定変更承認申請は行っていましたが未完了であったため、不承認とされたものです。今回は手続きが完了したことを受けての申請であり、変更後の認定通知の写しの提出を受けております。また、昨年10月の委員会において、転用事業者である申請者が転用事業を行うのに必要な信用があるか否かについて、審議未了となっていました。転用事業者である申請者は農地転用許可条件違反を行った法人の取締役ではありますが、その農地転用許可条件違反は既に現状としては解消されていること、また、転用事業者である申請者本人には無断転用はないことから信用がないとする判断はできないと考えますが、ご協議のほどお願いいたします。

議案第3号の説明は以上です。

日 笠 会 長 大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは地元委員からお願いします。

はい、大山です。1-1、1-2について、説明します。林田と志戸部になっておりますが、すぐ近くの土地でありますので、あわせて説明したいと思います。どちらも住宅地の真ん中ということで、永禮推進委員にも調査していただきまして、問題はないと聞いておりますので、よろしくお願いします。

日 笠 会 長 井 家 上 委 員

はい、ありがとうございました。今度は4区の方。

4番井家上です。1-3ですけれども、周りがもう住宅化をしております。問題ないと思います。

それから、1-4なんですけれども、工場の拡張ということでございますので、ここも問題ないと思います。

それから、1-5番、これも、露天資材置場です。業務拡張ということですので、問題ないと思います。

それから、1-6番ですけれども、これにつきましても、今、使われているところがダメということで、代替地とされておられるようですので、問題ありません。よろしくお願いします。

日 笠 会 長 泰 委 員

はい、ありがとうございました。それでは、5区の方。

14番長森でございます。1-7について説明します。先ほど、事務局から説明がございましたが、昨年10月に不許可になったわけでございますが、事務局から説明のとおり、2つ問題がございました。名義の関係と、あと、ご本人さんの信用の関係ということでございましたが、いずれも問題なく解決済みでございますので、特に問題ないと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。議案第3号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん何かありますか。ありませんか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ないようでしたら、それでは、許可だと思われる方は挙手をお願いします。 ≪ 全員、挙手 ≫

日 笠 会 長

はい、全員賛成ということで、ありがとうございます。

議案第4号非農地証明願承認について、筆頭者の方、お願いします。

髙 山 委 員

1-1について報告します。新築された際にですね、庭の一部が残っておったのですけど、そこは分筆できておりましたので、こないだ現地を見て、庭にもう、転用されていましたので、非農地証明願を発行しました。問題ないです。

小 島 委 員

8番小島です。1-2ですけども、昭和55年頃に、申請者のお父さんが、農地法を知らなくてやってしまったということで、1番上が宅地で、2番目と3番目が進入路です。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

1-3について、説明します。二宮の方で申請者が、タバコを作っていたときに、もう家が建っていたということで、年月が経っていますが、よろしく頼みます。

種の方で、この人の水道を引くのに津山市道にしとったんです。市道として認定されているらしいんで、よろしくお願いします。

はい、次は。

長 森 委 員

14番長森でございます。1-5でございますけど、利用状況欄にありますとおり、倉庫が建ってございまして、昭和52年頃からあったようでございます。よろしくお願いします。以上です。

日 笠 会 長 井 家 上 委 員

はい、では次、井家上さん。

4番井家上です。1-6番の国分寺なんですけれども、申請者のところが市道にかかったところがありまして、その代わりに、田を宅地にしてしまった、ということでございます。だいぶ前のようですので、今、直す、ということができないそうで申請をされました。

1-7、河辺の件ですけども、ここが駐車場に、もう既に長年使われておられるようです。致し方ないという感じがします。

よろしくお願いします。

日 笠 会 長

森

内

委

委

員

員

長

竹

はい、長森さん。

14番長森でございます。1-8でございますけど、大篠の件でございますけど、利用状況欄にありますとおり、かなり前から、自宅への進入路になってございまして、致し方ないと思います。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい、次。

6番竹内です。2-1の、1番目の筆でございますが、もう原野化して、という状況でございます。次の、2番目の筆でございますが、平成12年頃、お父さんが墓地を作ってしまった、というような状況でございます。よろしくお願いします。

日笠会長

はい、次。

山 下 委 員

11番山下です。2-2ですけど、昭和38年頃、倉庫と車庫にしてしまったということで、仕方ないと思います。よろしくお願いします。

尾 島 委 員

4-1 について説明します。平成12 年頃に、家を建てられるときに宅地に組み込まれたということで、仕方ないと思います。よろしくお願いします。

4-2ですけれども、法面でして問題ございませんので、よろしくお願いします。

4-3ですけれども、申請者が電器屋をされとって、新しく家を新築されたとき、旧宅の庭先が畑だったんですけども、そこを資材置場にされとって、仕方ないと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、4-4ですけれども、1番目の筆は、家を新築されたときに、進入路を変えられて、宅地に組み込まれたということで、やむを得ないと思います。

その下の、2番目の筆は堆肥舎でございますんで、問題ございません。

それから、4-5ですけれども、昭和45年頃に、田んぼの構造改善をしたときに岩がでて、どうしょうもないということで、そのまま放り投げられて、斜面の法面になっとります。致し方ないと思いますんで、よろしくお願いします。

4-6ですけれども、昭和48年頃に、家を建てられたときに宅地に組み込まれたということで、家が建っておりますんで、仕方ないと思います。よろしくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。非農地証明願承認について、皆さん、何かありますか。ありませんか。

はい。

日 笠 会 長

それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

《 多数、举手 》

日 笠 会 長

はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。

議案第5号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について、お願いします。筆頭者の方がお願いします。

大 山 委 員

大山です。志戸部の現地でございますが、家の陰にもなり、土地が使いにくかっ

たので、もう何年も前から放っといたら、いつの間にやら、原野になってしまっ た、という状態ですので、しょうがないと思います。

はい、ありがとうございました。小島さん。 笠 会 長

小 島 委 員 8番小島です。場所は、農道のところで、津山農協の野村の所の西、500mほど のところです。もうどちらも、山林化していますので、よろしくお願いします。

会 これは、上・下、一緒か。 長

はい、一緒です。 島 委 員

笠 二宮のは、私が説明します。これはもう、山林化して、どうしようもないという 日 会 長 ことで、見て帰りました。よろしくお願いします。

はい。長森さん。

長 14番長森でございます。1-5の下田邑の件でございますけれども、これも、 森 委 員 かなり前から放置されておりまして、山林原野化しておりますので、やむを得ない と思います。よろしくお願いします。

笠 会 長 はい。

2番太田です。5-1なんですけど、本当に山の中にひと筆だけで残っていて、 農地として、荒れてしまっているので、仕方ないと思いますので、よろしくお願い します。

笠 会 はい、今、議案第5号の説明をしましたが、皆さん、何かありますか。 長 ありません。

では、賛成の方は挙手をお願いします。 笠 会

《 多数、举手 》

はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。 長

議案第6号農用地利用集積計画の承認について、簡単にお願いします。

局 はい。失礼します。

> 議案第6号農用地利用集積計画の承認についての説明をいたします。議案書のペ ージは、18ページから33ページです。18ページに集計表を載せております。 今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区70件、加茂地区8件、

阿波地区10件、勝北地区21件、久米地区17件の計126件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要 件を満たしていると考えられます。議案第6号の説明は以上です。

笠 会 はい、今、説明しましたが、承認いただけますか。 長

はい。

笠 会 はい。挙手をお願いします。 日 長

《 多数、举手 》

はい、賛成多数ということで、ありがとうございます。 日 笠 会 長

> 今度は、報告、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。事 務局、説明願います。

事 務 局 失礼します。

> 報告第1号について説明します。議案書のページは34ページから38ページで す。

> 今回は、相続によるものが7件、53筆となっております。また、届出があった 農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適切な手 続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第1号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。

それでは、議案は終わりますが、委員の皆さんから審議の必要なものがありまし たら、お願いします。何かありませんか。

ありません。

はい。ないようですので、次に移ります。 長

委員の皆さんからはないようですので、事務局から審議の必要なことは、ありま

- 11 -

日

笠 日

小

日

太 田 委 員

日

日

笠 日 会

事 務

*

日

日 笠 会 長

日

せんか。

*

ありません。

日笠会長事務局

それでは、次回の連絡を、お願いします。

はい。失礼いたします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回、5月の定例委員会ですが、5月11日、月曜日、午後2時より、市役所2階、202会議室で行います。

繰り返し申し上げます。次回、5月の定例委員会ですが、5月11日、月曜日、 午後2時より、市役所2階、202会議室で行います。

運営委員会は、午後1時30分から、農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時半までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。

これをもちまして、定例会の議事を終了させてもらいます。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署名委員

<u>委員署名押印</u>

委員署名押印